

労働委員会の窓（令和7年12月分）

《会議関係》

- 12月12日 第1251回愛媛県労働委員会総会
「令和7年調整第2号サービス業争議あっせん事件について」など6件

《集団的労使紛争関係》

- 調整事件

事件番号	業種	申立年月日	区分	調整回数	調整事項	終結状況
7年調整 第2号	サービス業	R7.10.23	あっせん	1回	会社都合による 休業の賃金支払い	打切り

《個別的労使紛争関係》

- あっせん事件

事件番号	業種	申立年月日 申 請 者	あっせん事項	あっせん 回数	所要 日数	終結状況
7年調整 個別第2号	福祉業	R7.11.4 労働者	退職にかかる競業 避止誓約の解除	-	35日	不開始
7年調整 個別第3号	物品賃貸業	R7.11.25 労働者	退職にかかる競業 避止誓約の解除	-	23日	不開始

- 労働相談

	相談者数	相談件数
12月	24	38
累計(4月～)	200	290

※相談者数と相談件数は、相談事項が複数にわたることがあるため一致しない。



仕事のモヤモヤまず相談！ 愛媛県労働委員会にご相談ください



- 働き始める前に、必ず労働条件を確認しましょう。労働契約を締結する際に、会社は労働者に労働条件を明示する義務があります。
- サービス残業（賃金不払残業）は、法律上許されるものではありません。会社には労働の対価をきちんと支払ってもらいましょう。
- 年次有給休暇は、勤務期間などの条件を満たせば、正社員でなくとも付与されることがあります。また、取得理由を伝える必要はありません。
- 解雇は、会社が自由に行えるものではなく、誰もが納得できる理由が必要です。

相談は無料・秘密厳守です。お気軽にお電話ください！

愛媛県労働委員会

〒790-8502 愛媛県松山市北持田町132

089-912-2996

Mail: roudou@pref.ehime.jp
HP : <https://www.pref.ehime.jp/page/2573.html>

